

30万円未満の償却資産に対する 固定資産税の課税

Q 平成15年度の税制改正において、中小企業者に対し取得価額30万円未満の減価償却資産を一時の損金に算入できる特別措置が講ぜられました。この特別措置を適用した資産に対する固定資産税の課税はどうなっているのでしょうか。

A 平成15年度の税制改正により、中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、租税特別措置法67の8条に基づき、取得価額の全額を一時の損金に算入することを認める「特例償却措置」が設けられた。ところが、この「特例償却措置」を適用した資産に関する固定資産税は、これを課税しない措置は用意されていない。したがって、この「特例償却措置」を適用した資産は、固定資産税の課税対象となる。

一方、法人税法の規定による「少額減価償却資産」(法人税法施行令133)及び「3年均等償却資産」(法人税法施行令133の2)については、地方税法上、固定資産税を課税しない旨の規定がある。

中小企業者に対するこの「特例償却措置」は、平成18年3月31日までの時限立法であるが、現在少額資産に対する特別な償却制度として、取得価額10万円未満の資産に適用できる「少額償却資産」の制度、取得価額20万円未満資産に適用できる「3年均等償却資産」の制度、及び本年度創設の中小企業者に対する措置として、30万円未満資産に適用できる「特例償却措置」がある。

取得した減価償却資産の価額が10万円未満であれば、「少額償却資産」の規定を適用し、固定資産税を非課税とすることができる。ところが、取得価額が10万円以上

20万円未満の場合には、「3年均等償却資産」の制度を適用すれば、固定資産税の課税対象とならないが、「特例償却措置」により一時の損金とした場合には、固定資産税の課税対象となる。中小企業者が取得した取得価額20万円以上30万円未満の少額資産に対する特別償却としては、「特例償却措置」が適用できるが、その場合には固定資産税の課税対象となり、その事業所の所有する償却資産の課税標準額合計が150万円を超えれば、固定資産税の課税を受ける。

固定資産税の納税義務のある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産に関する申告書を作成し、1月31日までに所在地の市町村（都内の場合は都税事務所）に提出しなければならないこととなっており、「特例償却措置」を適用した資産については、その課税対象に含めて申告する必要がある。

インフォメーション

「第56回 勤労者美術展」作品募集のご案内

- 主催：(財)東京都中小企業振興公社・東京都 -

本美術展は、働く方々の日頃の美術創作成果を発表する場として開催され、今年で56回目を迎える伝統ある美術展です。東京都内にお住まい又はお勤めの勤労者の方の作品を募集いたしますので、是非ともご応募くださいますようご案内いたします。

会場・会期 東京都美術館（上野） 平成15年12月3日（水）～12月9日（火）

種 目 日本画、洋画、彫刻・工芸、書、写真

出 品 料 1点4,000円（写真は1点2,700円）

[作品の入落を問わず、出品料はお返しいたしません。]

出品手続き 出品作品は、所定の申込用紙に所要事項を記入のうえ、官製はがき（入落通知用）出品料を添えて下記の作品搬入日に提出してください。

作品搬入日 ①国分寺労政会館 平成15年11月15日（土）・16日（日）②労働スクエア東京 平成15年11月22日（土）・23日（日）③東京都美術館 平成15年11月25日（火）～27日（木）

【お問い合わせ先】 (財)東京都中小企業振興公社 企業福利厚生課 Tel 03-3251-9364